

富山市土地開発公社定款

設立認可	昭和 49 年 7 月 22 日
設立登記	昭和 49 年 8 月 1 日
定款変更	昭和 59 年 6 月 13 日
定款変更	平成 元年 3 月 24 日
定款変更	平成 15 年 11 月 4 日
定款変更	平成 17 年 4 月 1 日
定款変更	平成 17 年 8 月 5 日
定款変更	平成 19 年 10 月 1 日
定款変更	平成 20 年 12 月 1 日
定款変更	平成 23 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この土地開発公社は、富山市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

（設立団体）

第 3 条 公社の設立団体は、富山市とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 公社は、事務所を富山県富山市におく。

（公告の方法）

第 5 条 公社の公告は、富山市公告式条例（平成 17 年富山市条例第 29 号）に定める掲示場に掲示して行う。

第 2 章 役員及び職員

（役 員）

第 6 条 公社に次の役員を置く。

- （ 1 ） 理事 15 人以内
- （ 2 ） 監事 2 人

2 前項第1号に規定する理事のうち、理事長1人を置き副理事長及び常務理事各1人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社の業務を総理し公社を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、公社の業務の執行を審議決定する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行う。

(役員の任命)

第8条 理事及び監事は、富山市長が任命する。

2 理事長は、富山市長が選任する。

3 副理事長及び常務理事は理事のうちから理事長が選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事は、監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第13条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(召 集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったとき理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決)

第15条の2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定、改正又は廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他の公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第７項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ヘ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ト 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

（２） 前号の業務に付帯する業務を行うこと。

２ 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

（１） 前項第１号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

（２） 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第１８条 公社の業務の執行については、この定款に定めるもののほか業務方法書の定めるところによる。

第５章 基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第１９条 公社の資産は、基本財産とする。

２ 公社の基本財産の額は、１,５００万円とする。

３ 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

（事業年度）

第２０条 公社の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（財務諸表）

第２１条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て５月３１日までに富山市長に提出する。

（利益及び損失の処理）

第２２条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損益をうめ、なお残余があるときは、その残余の額

は、準備金として整理する。

- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足額があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 公社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第24条 理事長は、第16条の規定にかかわらず業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、富山市長の承認を経て当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第6章 雑則

(解散)

第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、富山市議会の議決を経て、富山県知事の認可を受けたときに解散する。

- 2 公社は、解散した場合において、債務を弁してなお残余財産があるときは、その財産は、富山市に帰属する。

(規程への委任)

第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか規程の定めるところによる。

附則

(施行期日)

- 1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

- 2 公社の最初の役員の任期は第9条の規定にかかわらず、富山市長が定めるところによる。
- 3 公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、公社の成立の日から昭和50年3月31日までとする。

附則

（施行期日）

この定款は、富山県知事の許可のあった日から施行する。

附則

（施行期日）

この定款は、平成２０年１２月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この定款は、平成２３年４月１日から施行する。